

第2回 ディスカッション

1班

テーマ2 監査報酬の受領方式

現在、監査法人の監査報酬は被監査会社から支払われる「被監査会社負担方式」が採用されているが、この方式では監査をする相手から監査報酬が支払われるという構造上、利益相反が生じやすいという課題があると言われている。

上記課題を解消するアプローチの1つとして以下の方式が挙げられるが、当該方式に賛成・反対それぞれの立場に分かれて討論しなさい。

・公的基金方式…証券取引所や規制当局など公的・準公的機関が、企業から手数料を徴収し、そこから監査法人を割り当てて報酬を支払う仕組み

A 案：公的基金方式に賛成

B 案：公的基金方式に反対

A 案：公的基金方式に賛成

理由① 利益相反構造の解消

被監査会社負担方式では監査人と被監査会社との間に経済的従属関係が生まれてしまう。監査人は報酬を支払う企業に対して厳格な意見を表明しにくい場面に立たされる可能性があり、監査人の独立性を毀損するおそれがある。公的基金方式では、この経済的従属関係を断ち切ることで独立性を確保することができる。

理由② 監査報酬の適正水準の確保

被監査会社負担方式では、監査法人間の過度な価格競争により報酬が不当に低下するおそれがある。報酬低下は現場の総工数削減に直結し、構造的な監査品質の低下をもたらす。公的基金方式により報酬水準を公的に管理することで、この問題を抑制することができる。

理由③ 監査品質の向上

監査法人は監査報酬喪失のリスクから解放され、不正・粉飾を発見した際にも躊躇なく意見を表明できる。

理由④ 監査法人選定の恣意性の排除

被監査会社負担方式では、被監査会社が監査法人を選ぶ立場にあるため、厳しい監査を行う監査法人が敬遠されるリスクがある。公的機関による割り当てにすることにより、被監査会社に都合の良い意見を表明する法人を意図的に選択する余地をなくせる。